

待機児童解消と保育施策の充実を求める意見書

児童福祉法第24条には市町村は、「児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない」と明記されている。

長引く不況の影響で、保育所に入れない児童が急増している。当該市町村は、創意工夫を凝らし、保育所待機児童解消のため懸命に努力をしているところである。しかし近年では、両親ともにフルタイムで働いていても保育所に入れない状況から「保育難民」という言葉まで生まれている事態である。

2009年4月の時点の三鷹市の認可保育所に入所できなかった児童は378人、そのうち認可保育所以外の施設（認証保育所、認定こども園、家庭福祉員（保育ママ））にも入れなかった待機児童が186人という深刻な状況を示す数値となっている。

よって、本市議会は、政府に対し、子どもたちの健やかな発達を守り、保護者が安心して子どもを産み育てる権利を保障するため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 希望するすべての子どもが保育所に入所できるよう政府の責任で緊急に保育所整備を行い、待機児童を解消すること。
- 2 児童福祉法第24条に基づく保育制度を堅持・拡充すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月18日

三鷹市議会議長 田 中 順 子